



平成 17 年 6 月 14 日

各 位

三菱化学株式会社
東京都港区芝五丁目 33 番 8 号
(コード番号) 4 0 1 0
(問い合わせ先) 広報・IR 室長 中山哲也
:03 - 6414 - 3730

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 17 年 6 月 14 日開催の当社取締役会において、平成 17 年 6 月 28 日に開催予定の当社第 11 回定時株主総会において承認されることを条件に、取締役及び執行役員の報酬を会社の業績や株主価値との連動性をより高めたものとするため、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員並びに当社を退任する執行役員に対し、新株予約権の行使にあたり払込みをする金額を 1 株当たり 1 円とし、権利行使の期間を役員等の退任後とする「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を無償で発行することに関し、具体的内容を下記の通り決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 新株予約権の名称
三菱化学株式会社平成 17 年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 932,100 株
3. 新株予約権の数
9,321 個
なお、各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、100 株とします。
4. 新株予約権の発行日及び発行価額
新株予約権の発行日は平成 17 年 7 月 1 日とし、その発行価額は無償とします。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（以下「行使価額」といいます。）は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当りの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
932,100 円
7. 新株予約権を行使することができる期間
平成 18 年 6 月 28 日から平成 38 年 6 月 27 日まで
8. その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとします。

9. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも当社が取得し、保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができます。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとします。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとします。

12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、当該株式の発行価額中資本に組入れる額

資本に組入れる額は1円とします。

13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算方法

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払います。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事部（又は当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社東京三菱銀行本店（又は当該銀行の承継銀行本店）

16. 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権に係る義務の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させるものとします。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、当社株主総会（他社と共同で完全親会社を設立する場合には、当社及び当該他社のそれぞれの株主総会）において、以下に定める方針に沿って完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとします。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の条件を勘案の上、付与株式数を調整することとします。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

承継後の行使価額は、承継前の行使価額と同じ方法により算出するものとします。

新株予約権の行使可能期間

上記7.に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記7.に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件

上記8.及び9.に準じて決定することとします。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

17. 割当先の概要

当社取締役及び執行役員 26 名並びに当社を退任する執行役員 3 名に新株予約権の割当てを行います。

以 上